

三次市教育委員会告示第25号

三次市臨時的任用教員に関する要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(賃金等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の手当は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号アに掲げる業務 <u>8,000円</u> (被害が特に甚大であると教育委員会が認める非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、<u>8,000円に100分の200</u>を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第1号イ及びウに掲げる業務 <u>7,500円</u></p> <p>(3) 前項第2号及び第3号に掲げる業務 <u>4,250円</u></p> <p>(4) 前項第4号に掲げる業務 <u>3,000円</u></p> <p>6～11 略</p>	<p>(賃金等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の手当は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号アに掲げる業務 <u>6,400円</u> (被害が特に甚大であると教育委員会が認める非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、<u>6,400円に100分の200</u>を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第1号イ及びウに掲げる業務 <u>6,000円</u></p> <p>(3) 前項第2号及び第3号に掲げる業務 <u>3,400円</u></p> <p>(4) 前項第4号に掲げる業務 <u>2,400円</u></p> <p>6～11 略</p>